

農政改革の推進について

平成15年12月9日
農 林 水 産 省

目指すべき将来像の実現に向けてスピード感を持った改革

安心して暮らせる社会へ . . .

食料

- 消費者と農業の距離を縮小
- 安全・安心でおいしい食料を合理的な価格で安定的に国民に提供し、自給率を維持・向上

創意工夫をもって挑戦できる社会へ . . .

農業

- 意欲と能力のあるプロ農業経営の高生産性型農業、高付加価値型農業の展開
- 国境措置に過度に依存しない体制
- 部門によっては、輸出も視野に

豊かな自然・文化・歴史にふれあう社会へ . . .

農村

- 健全で豊かな自然環境や景観を有する個性ある魅力的な農村
- 国民の求める新しいライフスタイルの実現

具体的方向

- 「食育」の推進
- プロ農業経営の維持・発展のための支援の集中化・重点化
- 多様な担い手の参入促進等担い手・農地制度の再構築
- 環境や農地・水等の保全のための政策の確立
- 都市と農山漁村の共生・対流の加速化

などを実行

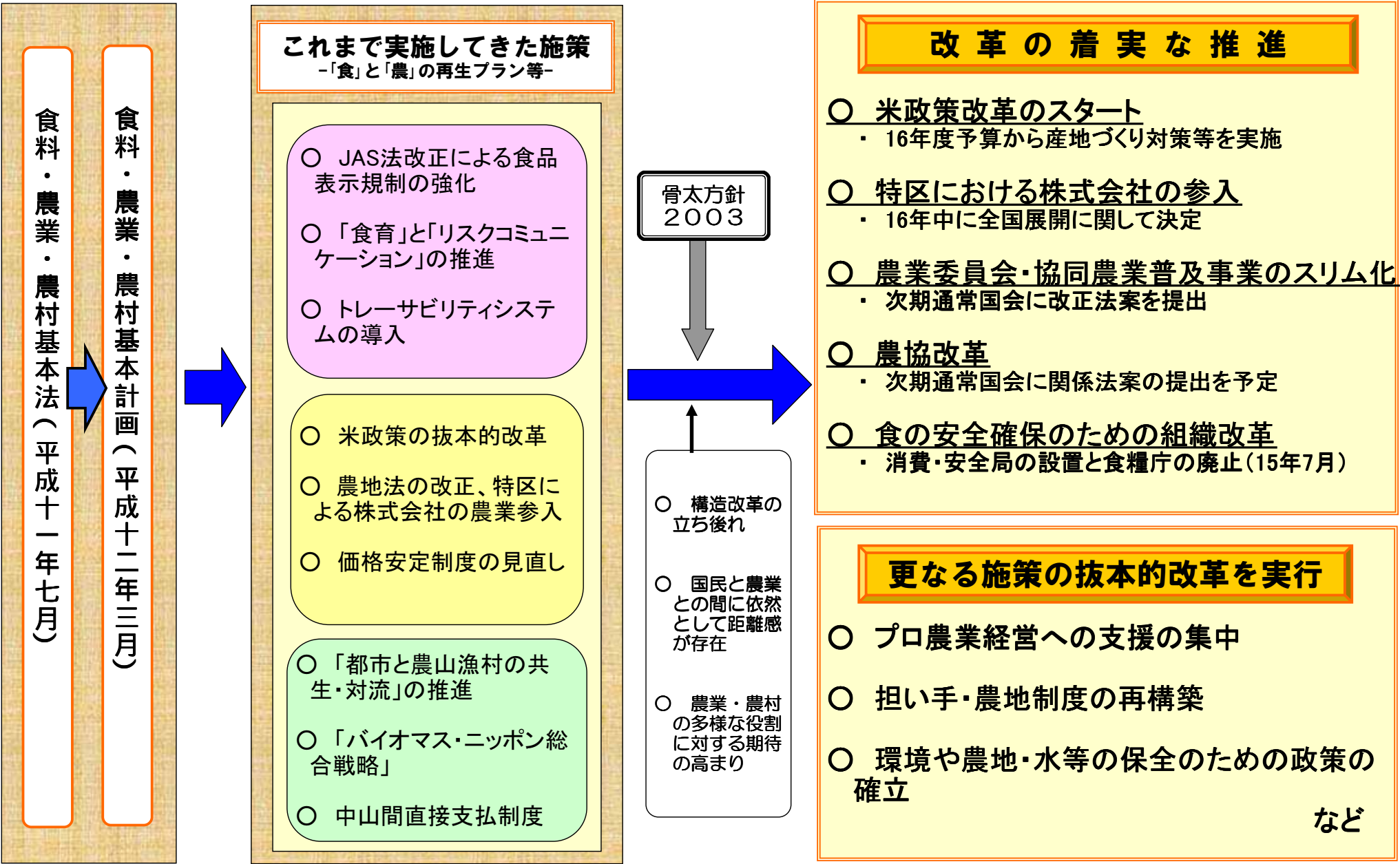
消費者・生活者の視点を重視

「官から民へ」
「国から地方へ」

WTO、FTA等
グローバル化への対応

〔 先行して実施できる改革は16年度から実施・17年度から順次具体的改革を実行 〕

農政改革の実施工程



食料・農業・農村基本法（平成十一年七月）

食料・農業・農村基本計画（平成十二年三月）

これまで実施してきた施策 -「食」と「農」の再生プラン等-

- JAS法改正による食品表示規制の強化
 - 「食育」と「リスクコミュニケーション」の推進
 - トレーサビリティシステムの導入
- 米政策の抜本的改革
 - 農地法の改正、特区による株式会社の農業参入
 - 価格安定制度の見直し
- 「都市と農山漁村の共生・対流」の推進
 - 「バイオマス・ニッポン総合戦略」
 - 中山間直接支払制度

骨太方針
2003

- 構造改革の立ち後れ
- 国民と農業との間に依然として距離感が存在
- 農業・農村の多様な役割に対する期待の高まり

改革の着実な推進

- 米政策改革のスタート
 - ・ 16年度予算から産地づくり対策等を実施
- 特区における株式会社の参入
 - ・ 16年中に全国展開に関して決定
- 農業委員会・協同農業普及事業のスリム化
 - ・ 次期通常国会に改正法案を提出
- 農協改革
 - ・ 次期通常国会に関係法案の提出を予定
- 食の安全確保のための組織改革
 - ・ 消費・安全局の設置と食糧庁の廃止(15年7月)

更なる施策の抜本的改革を実行

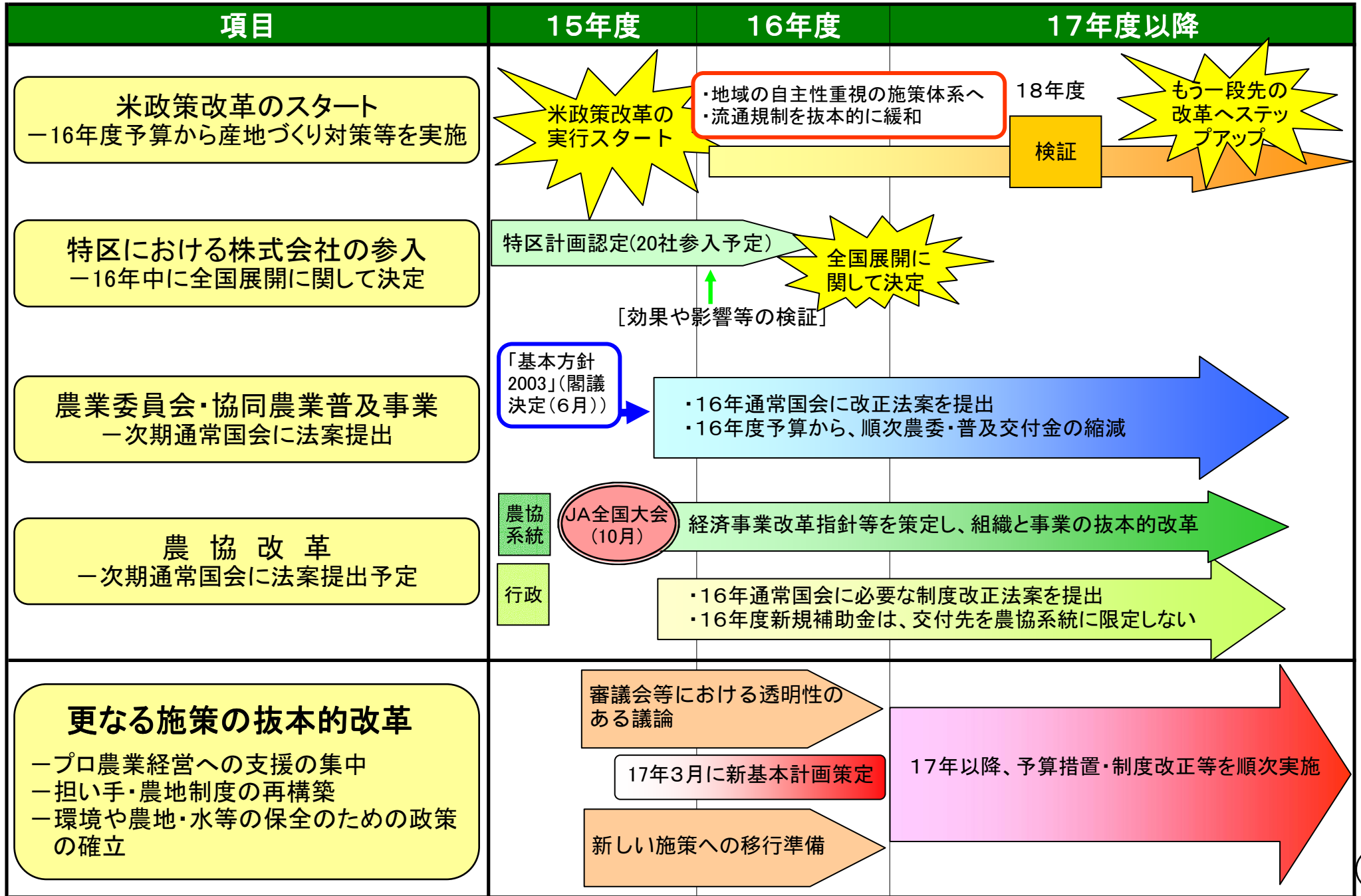
- プロ農業経営への支援の集中
 - 担い手・農地制度の再構築
 - 環境や農地・水等の保全のための政策の確立
- など

平成11～12年

平成12～15年

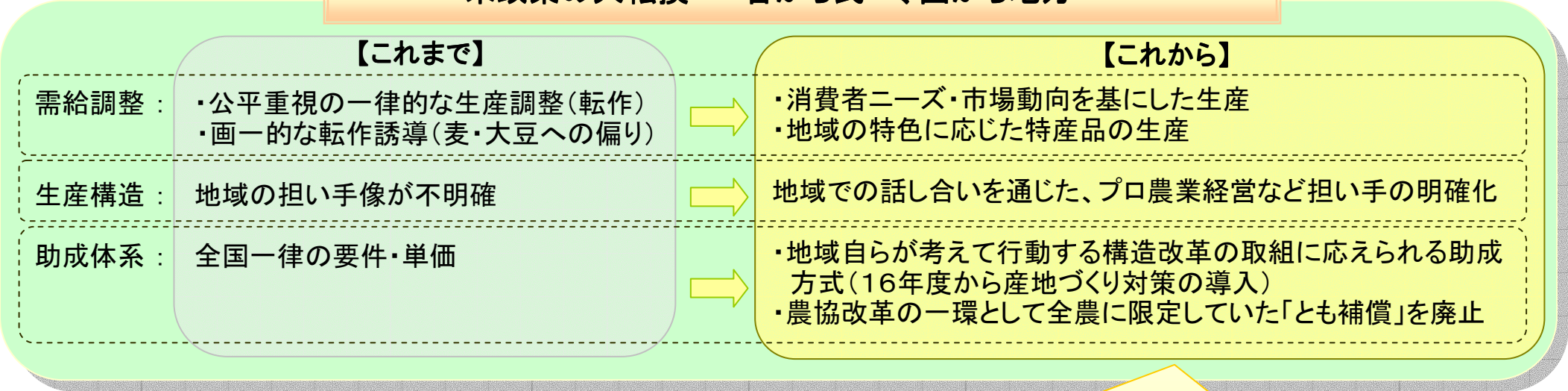
平成15年～

今後の改革のスケジュール



16年度から米政策改革は先行実施

米政策の大転換 ~官から民へ、国から地方へ~



全国各地域で「地域水田農業ビジョン」の策定が進行中

〔検討事例Ⅰ：長野県上伊那地域(2市4町4村)〕

- 転作作物として、白ネギ、ブルーベリー、トルコギキョウ等の新品目を導入し、産地化を目標
 - 〔園芸作物の販売数目標
14年実績:6,990トン→19年目標:9,970トン(1.4倍)〕
- 消費者の希望する栽培方法で栽培した農産物を宅配で直接届ける仕組みを構築
- 経営の合理化・法人化、農地の利用集積を更に推進

〔検討事例Ⅱ：福岡県筑前あさくら地域(1市4町2村)〕

- 肥料・農薬など、生産段階から実需者と話し合う「オーダーメイドの米づくり」の拡大
- 減農薬・減化学肥料栽培などの「身体と土に優しい米づくり」
- 中山間地域は棚田・れんげ米として産地を確立

地域自らの発想・戦略で構造改革に取り組み ← 国はこれを支援

農業特区を通じて多様な農業の展開が進展

構造改革特区

< 事例 >

株式会社等が農業参入する特区

一般企業やNPOが地方公共団体等から農地の貸し付けを受けて農業経営を行う

津軽・生命科学活用食料特区（青森県）

食品加工業者等による原料野菜・りんご等の生産、建設業者による水稲・いちご経営等

効果

- 遊休農地等の有効活用 5ha → 45ha(18年度)
- 株式会社等が参入 1 → 7(16年度) → 9(17年度)

相模原市新都市農業創出特区（神奈川県）

ベンチャー企業がヘルシー食材として注目を集めるダチョウ肉を遊休農地を活用して生産

効果

- 地元ブランド食材としてフランス料理店等に本格出荷開始(8月)
- 観光牧場などダチョウを核に地場産業化

安房自然学校特区（千葉県）

各種自然体験活動を行うNPO法人等が市民農園を開設し、棚田等を都市住民に貸し付け

効果（平成19年目標）

- 安房地域の全ての市町村に「自然学校」を設置し、体験メニューの一つとして市民農園を開設
 - ・自然学校の設置：20校
 - ・自然学校の利用者数：年間40,000人
 - ・市民農園の開設面積：5ha

多様な者が市民農園を開設する特区

地方公共団体及び農業協同組合だけでなく、一般企業やNPOが市民農園を開設する

地域特産品の生産安定に貢献

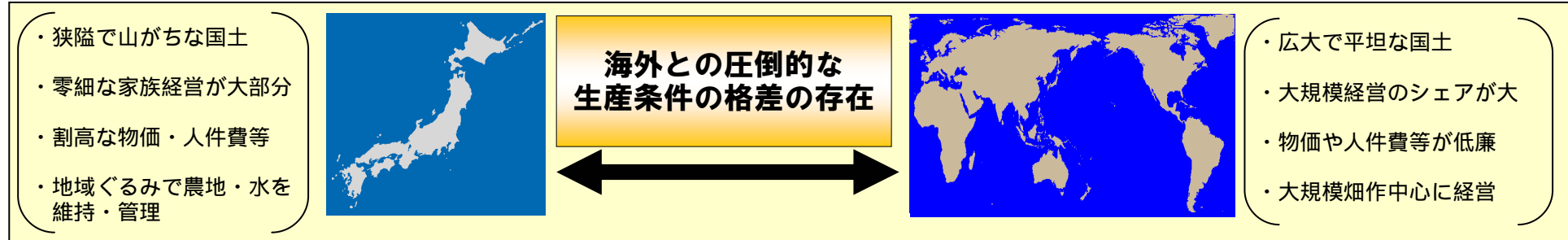
地域企業の事業多角化・雇用の創造

棚田等の地域資源の保全

都市と農山漁村の共生・対流

特区の実施状況を踏まえ、平成十六年中に
全国展開に関して決定

プロ農業経営への支援の集中の考え方



やる気と能力のある担い手の経営発展を可能とする競争条件の整備をどう図るか

これまで

護送船団的な政策

品目別政策による支援

国境措置による保護に依存

個別品目の生産量を確保する戦略

国際規律の強化
(WTO,FTA)

政策の焦点を
転換

これから

メリハリの効いた政策

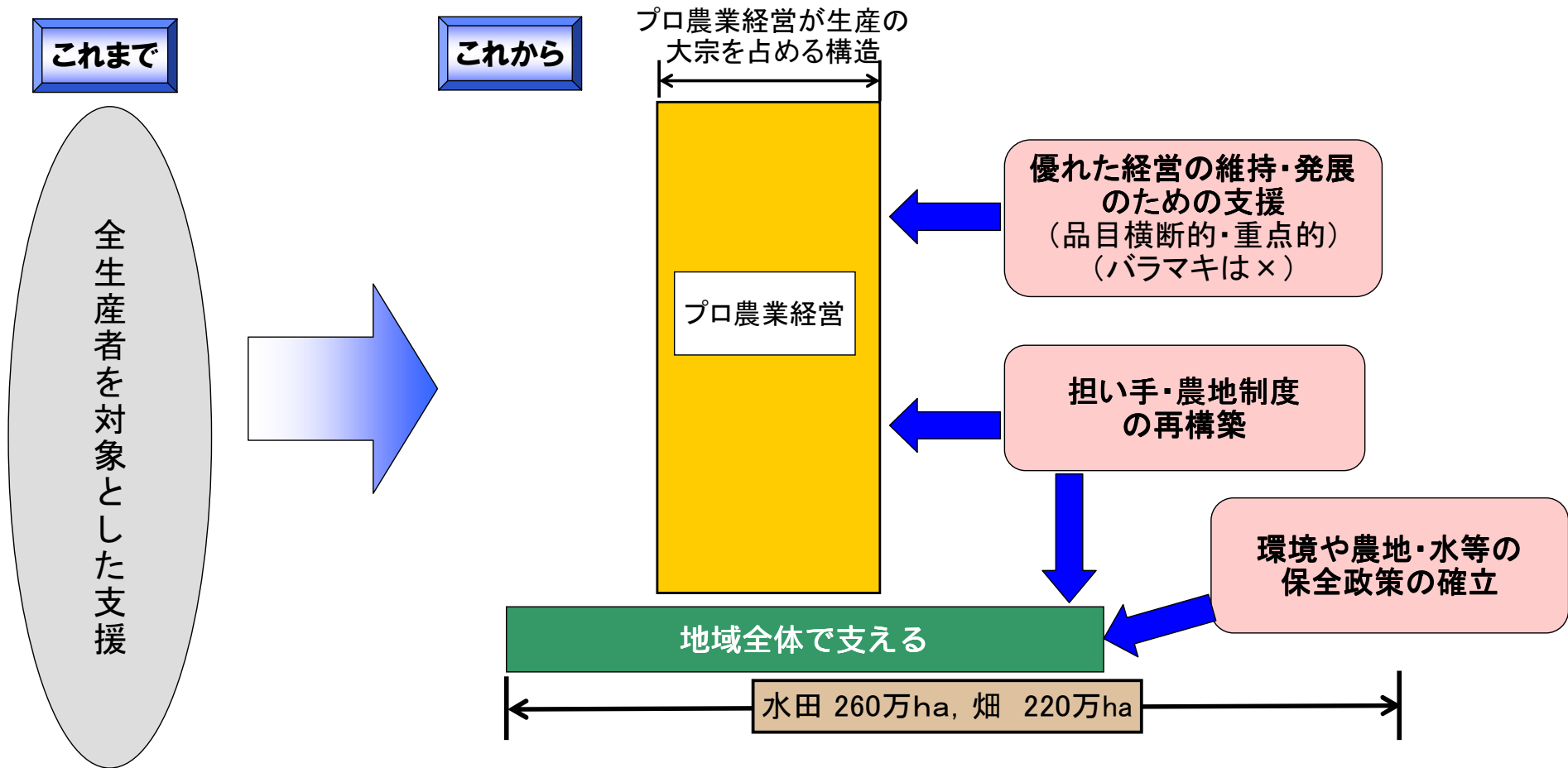
プロ農業経営に着目

食料安保などの多面的役割を維持するために必要な国境措置を確保

競争力のあるプロ農業経営を増やす戦略

政策改革のパッケージ

○ 食料供給、国土保全など農業に対する国民の多様な期待に応えるため、プロ農業経営への支援の集中とあわせ、環境や農地・水等の保全のための政策の確立などの施策改革を実行。



※ 農地・水の賦存量

農地	480万ha(国土の13%)	(水田の貯水量は44億m ³ , 東京ドーム3,500個分に相当)
基幹的用排水路	4万2,000km	(地球一周分の距離, JRの総延長の2倍に匹敵) 等

農林水産関係公共事業の改革

効率化・重点化 歳出抑制（2年間で17%、3,021億円削減）

これまで

- ・ピーク時（H9）の7割程度の水準
平成14年度（当初+補正）に、既に景気対策のための大幅な追加が行われていた以前（平成2年度、平成3年度）の水準以下に
- ・農林水産関係予算に占める公共予算の割合も、2年間で5ポイント減
（H13年度：51% H15年度：46%）
特に、農業関係予算に占める公共予算の割合は38%に

これまでの歳出抑制により、予算の大部分は継続地区に充当（農業農村整備事業で96%）
継続地区における効果の早期発現等に留意しつつ、更なる効率化・重点化に努力

政策評価の施策への反映

これから

- ・長期計画においてアウトカム目標を設定し、目標達成の観点から評価を行い事業内容を見直し
- ・大目標 - 中目標 - 小目標に沿った政策体系の下で、公共事業以外の施策と併せて目標達成の観点から評価を実施
- ・評価の精度向上に取り組み

1. 予算配分の重点化

- ・ 農業・水産業の構造改革を加速する生産基盤の整備に重点化
- ・ 水を育み、国土を守り、地球の温暖化を防ぐ森林の整備に重点化

- ・ 広域的な農道の整備は、産地形成を図るものに限定し、新規予定路線を大幅に縮減
- ・ 農山漁村の生活環境の整備は、生産基盤の整備に関連するものに限定
- ・ 農業集落排水整備は、下水道、浄化槽との連携強化等により事業費を節減
- ・ 漁港漁場の改良は、効果の広域性の観点から抑制

・ 政策ニーズに照らし、ハードからソフトへのシフトに取り組み（H14～H16で1,000億円を突破）

2. コスト削減

- ・ 設計段階から民間ノウハウを活用（民間からの技術提案を設計等に織り込むV E方式、設計・施工一括発注方式）
- ・ 入札における競争性の向上（H18までに全ての公共工事（直轄）を電子入札により実施。一般競争入札の対象を拡大）
- ・ 地域特性の重視と地域資源の循環利用の促進（農家による直営施工方式の活用、バイオマス資源・間伐材の利用拡大等）
5年間で総合的なコスト15%縮減（H19/H14）

3. 補助金改革

【地方の裁量の拡大】

- ・ 統合補助金の仕組みの見直し・・・国の関与を目標達成の観点から極力縮小
- ・ 統合補助金の新設、対象の拡充

【補助対象の重点化】

- ・ 生活環境整備のメニューを限定（コミュニティ施設は廃止）
- ・ 農免農道について市町村事業の採択を原則廃止
- ・ 生産量の少ない漁港の採択を原則廃止
- ・ 8事業（農村振興総合整備事業等）について採択基準を引き上げ

16年度農林水産予算の概算要求の主要なポイント

主な取組内容

政策評価の反映

○ 政策評価を「政策ツリー」を構築した上で体系的に実施し、その評価結果を適切に反映

- 5つの大目標、13の中目標、82の政策分野からなる政策評価体系(政策ツリー)を構築した上で評価を実施し、その結果を踏まえ、全政策分野について抜本的に見直し
- 個々の政策手段(事業)を対象とした評価を実施し、72事業につき改善・見直しを実施

○ 「担い手」への施策の重点化

○ 「担い手」への施策の重点化を図るため、各種補助事業の「担い手」要件等の見直し・改善を実施

補助事業対象者要件における「担い手」の明確化
補助事業対象地区における「担い手」への事業効果要件の設定・見直し

農協改革の推進
(農協系統へ交付される補助金の見直し)

○ 農協系統とそれ以外の生産者団体とのイコールフットイングを確保するため、農協系統へ交付される補助金を見直し

- 新規補助金については、交付先を農協系統に限定せず
- 全農に交付先を限定していた「とも補償事業」(15年度:704億円)を廃止

米政策関連予算の抜本的な見直し

○ 全国一律の要件、単価による米の生産調整の助成体系から、地域の特色ある自主的な水田農業の構造改革の展開に対する支援に転換

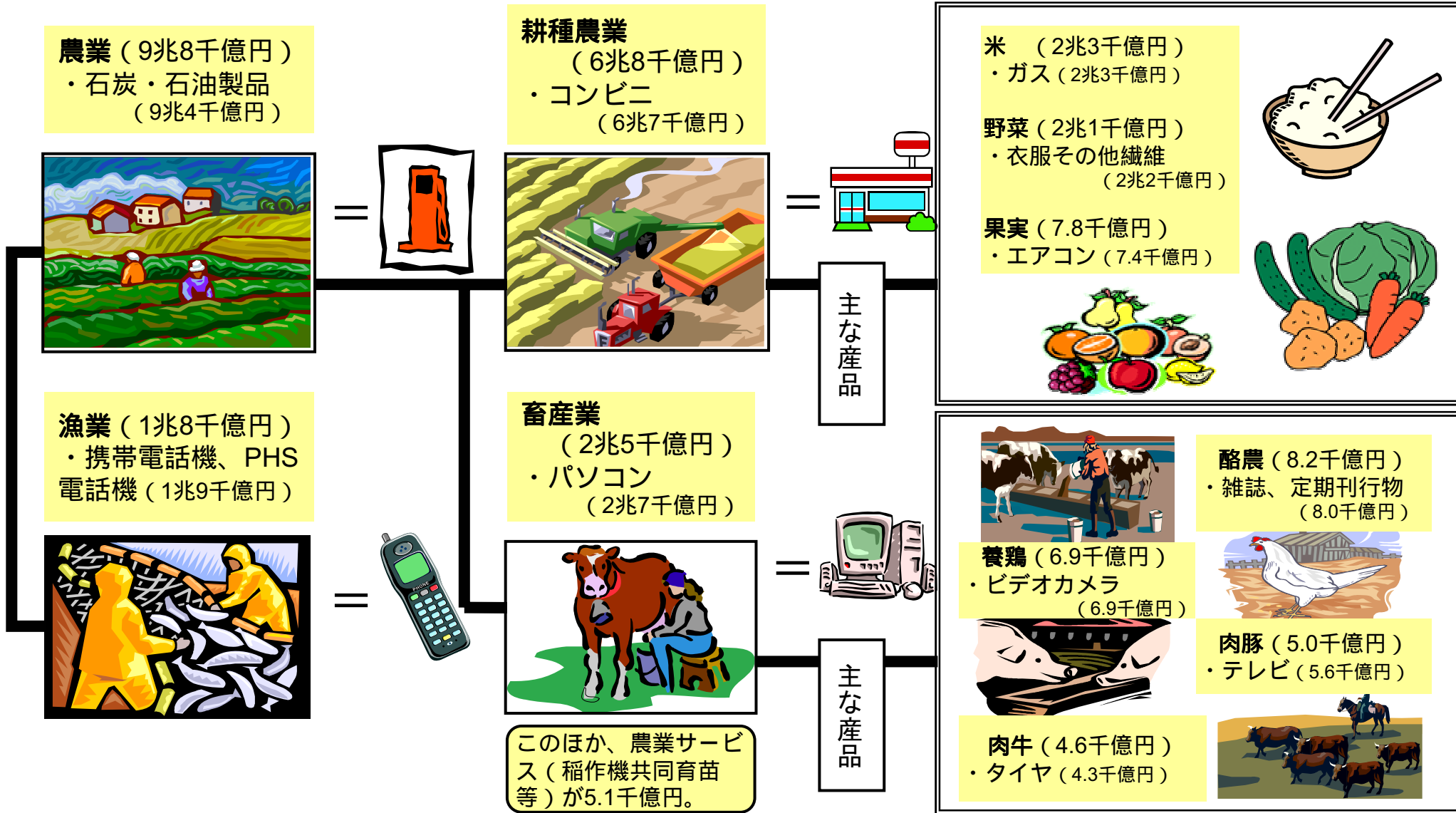
- 全国一律の要件、単価による米の生産調整の助成体系の抜本的見直し(この一環として、「とも補償事業」も廃止)
- 地域自らの発想、戦略による地域水田農業ビジョンの実施を支援するための水田農業構造改革交付金に転換

參考資料

農・漁業の経済規模

- 農・漁業の経済規模は下段に示した様々な産業の規模に匹敵 -

数値は主に平成13年度



食料産業(農・漁業+食品産業等)全体の国内生産額は102兆円
(全産業(931兆円)の11%)

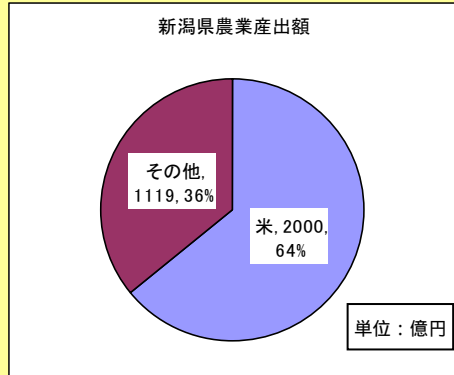
食料産業（農業・漁業・食品産業）は地域の産業において重要な役割

米：新潟県

コシヒカリを中心にした、新潟県における米の生産額は全国トップを維持。

米の生産は、新潟県の農業産出額の約3分の2を占める。

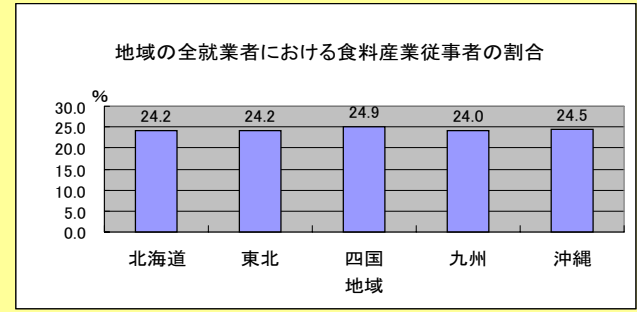
（新潟県の米の生産額約2,000億円）



地域雇用における食料産業の地位

食料産業の就業者数等は全体で1,200万人超。

特に、北海道、東北、四国、九州及び沖縄では全就業者の約4分の1が食料産業に従事。



豚肉：鹿児島県

県特産の黒豚は、「かごしまブランド」の一つとして確立。

鹿児島県の農産品のうち、豚肉は約17.6%を占め、最も生産額の多い作目。

（鹿児島県の豚肉の生産額約706億円）

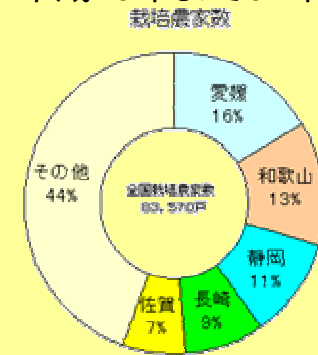


みかん：愛媛県

愛媛県のみかん生産量は、昭和45年以来、平成13年まで32年間連続で1位。

愛媛県のみかん栽培農家数においても全国で最多。

（愛媛県のみかんの生産額約197億円）

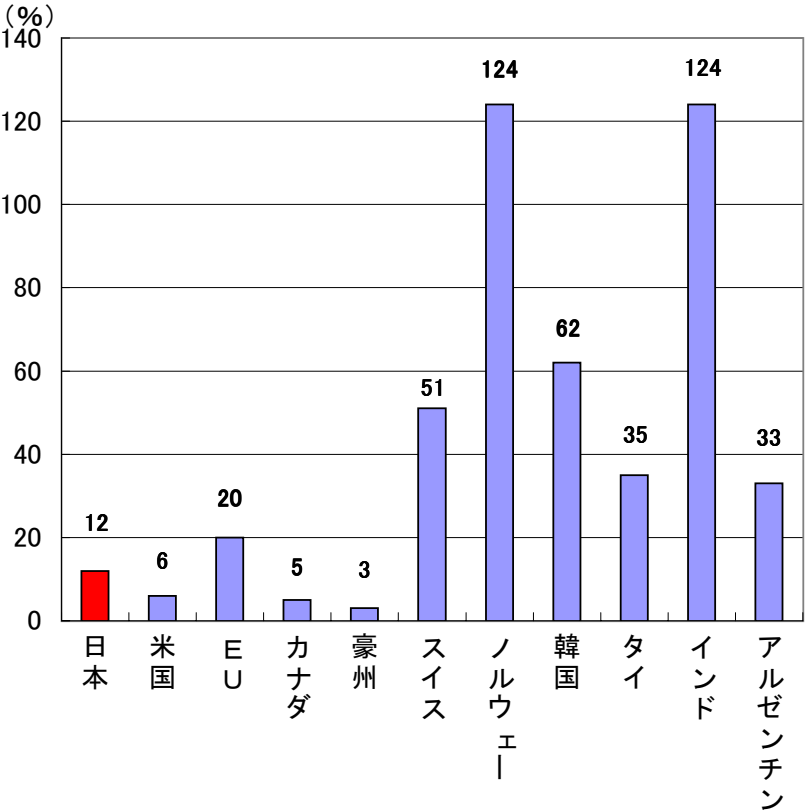


我が国の農産物平均関税率・食料自給率と諸外国との比較

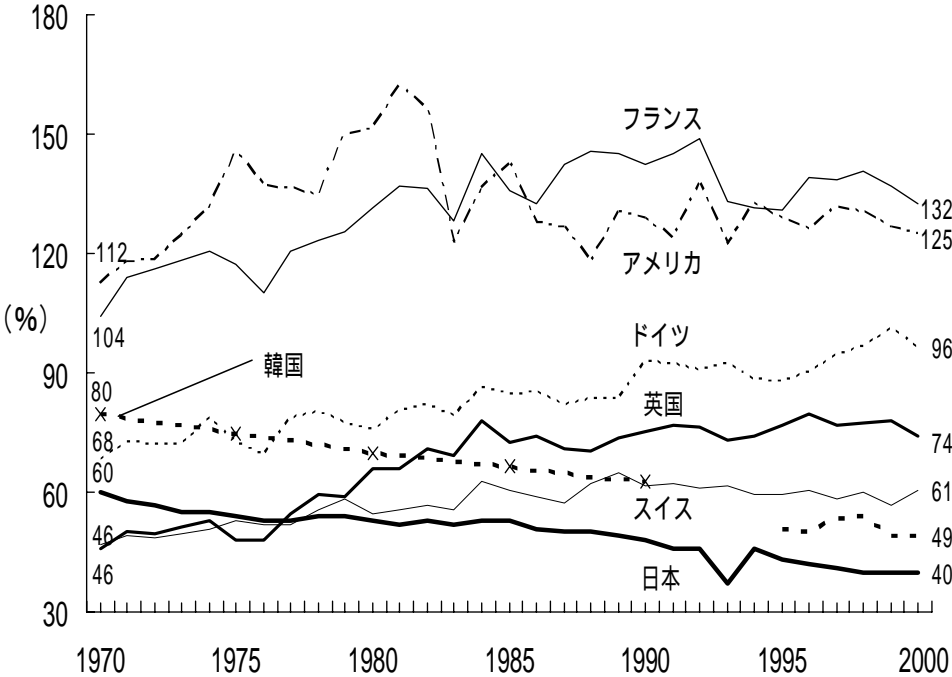
農産物平均関税率は12%であり、EUなどよりも低い水準にある

食料自給率は、ほぼ一貫して低下傾向にあり、主要先進国中最も低い水準であり、平成10年度以降は5年連続して横ばいである

○日本と諸外国の農産物平均関税率の比較



○日本と諸外国の食料自給率(カロリーベース)の推移



資料: OECD「REVIEW OF TARIFFS SYNTHESIS REPORT」(’99)(従量税については、96年に輸入実績のあるものについてのみ、最終譲許税率を対平均輸入価格に換算したものを参入。)

注1: フランス、アメリカ、ドイツ、英国、スイスについてはFAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算(1970~2000年)。
 注2: 韓国については、韓国地方経済研究所「Korean Food Balance Sheet 2000」による(1970, 1980, 1990及び1995~2000年)。なお、1990年以前と1995年以降では算出方法が違うため、データは連続しない。

農業の有する多面的機能

- 農林漁業は国土・自然環境の保全や水源のかん養など多面的な機能を持っている
- 貨幣評価が可能な機能について金額に換算すると、洪水防止機能で3兆5千億円など



農業の有する多面的機能の評価額

機能の種類	評価額(億円/年)
洪水防止機能	34,988
河川流況安定機能	14,633
地下水涵養機能	537
土壌侵食(流出)防止機能	3,318
土砂崩壊防止機能	4,782
有機性廃棄物処理機能	123
気候緩和機能	87
保健休養・やすらぎ機能	23,758

資料: (株)三菱総合研究所「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」(13年11月)

注: 1) 農業の多面的機能のうち物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会の討議内容を踏まえ、(株)三菱総合研究所が貨幣評価を行ったものである。

2) 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から、合計額は記載していない。

3) 洪水防止機能、河川流況安定機能、土壌侵食(流出)防止機能等の代替法による評価額についてはダム等を代替財として評価したものであるが、農業の有する機能とダム等の機能とは性格が異なる面があり、同等の効果を有するものではないことに留意する必要がある。

4) 保健休養・やすらぎ機能については、機能のごく一部を対象とした試算である。

5) いずれの評価手法も一定の仮定の範囲においての数字であり、試算の範疇を出るものではなく、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

参考資料: 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(13年11月)

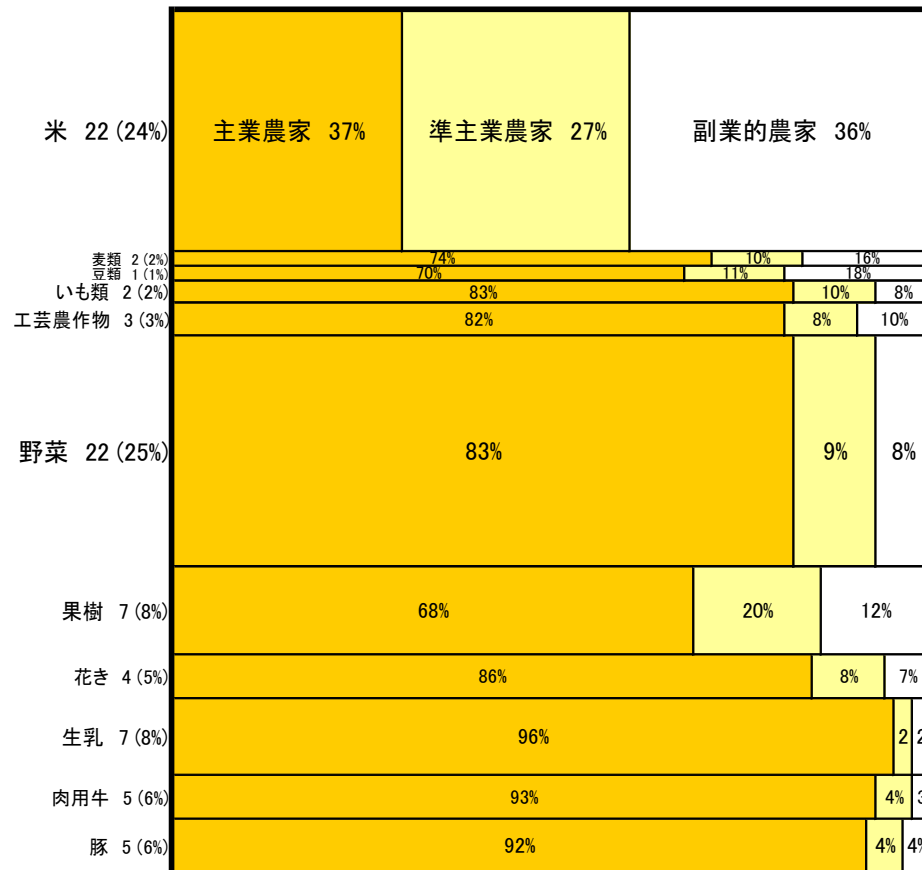
品目別の農業経営構造

- 畜産をはじめほとんどの品目で主業農家への生産の集中が顕著であるが、米については、構造改革が著しく遅れている。
- 農業経営規模は、畜産などでは拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが穏やかで、北海道を除くと小規模経営が多い。

○ 品目別に見た農業産出額の農家類型別シェア(平成14年)

農業総産出額 89千億円(100%)

(単位:千億円)



資料:農林水産省「平成14年農業総産出額(概算)」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」

注1:主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。

注2:算出額は概算額である。

主業農家とは農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家である。
 準主業農家とは農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいる農家である。
 副業的農家とは65歳未満の自営農業従事60日以上の世帯員がいない農家である。

○ 農家一戸当たりの平均経営規模(経営部門別)の推移

	昭35年 (A)	50	60	平14 (B)	(B/A)
経営耕地					
北海道	3.54ha	6.76	9.28	16.75	4.7 (14/35)
都府県	0.77ha	0.8	0.83	1.22	1.6 (14/35)
部門別(全国)					
水稻(a)	55.3	60.1	60.8	85.3	—
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	55.7	27.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	27.2	22.7
養豚(頭)	2.4	34.4	129	961.2	400.5

資料:経営耕地、水稻については「農(林)業センサス」、「農業構造動態調査」、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注:1)水稻の14年の数値は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。

2)平成14年の数値は販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。

品目ごとの状況に応じた構造改革の展開

改革の内容

土地利用型農業

水田作

〔米、麦・大豆、その他〕

主要食糧
零細な小規模経営が大部分
(認定農業者の割合2%)

現状では、遅れている構造改革の実施を最優先する必要

- 米政策改革の実行
 - プロ農業経営の育成・支援
 - 地域本位の助成金体系への転換
- 実施状況を踏まえ、もう一段先の改革へステップアップ
担い手・農地制度の見直し等を通じ、構造改革の推進・加速

畑作

〔麦、豆類、砂糖、でん粉〕

規模はEU並み
外国産との差別化はなかなか困難
主に少数の主業農家による経営

構造改革が相当程度進展している状況を踏まえ、プロ農業経営を対象とした経営安定政策への移行を検討

プロ農業経営を中心にニーズに応じた生産体制の一層の構築
品目横断的経営安定政策への移行を検討

(酪農)

施設型農業

野菜・果樹・畜産

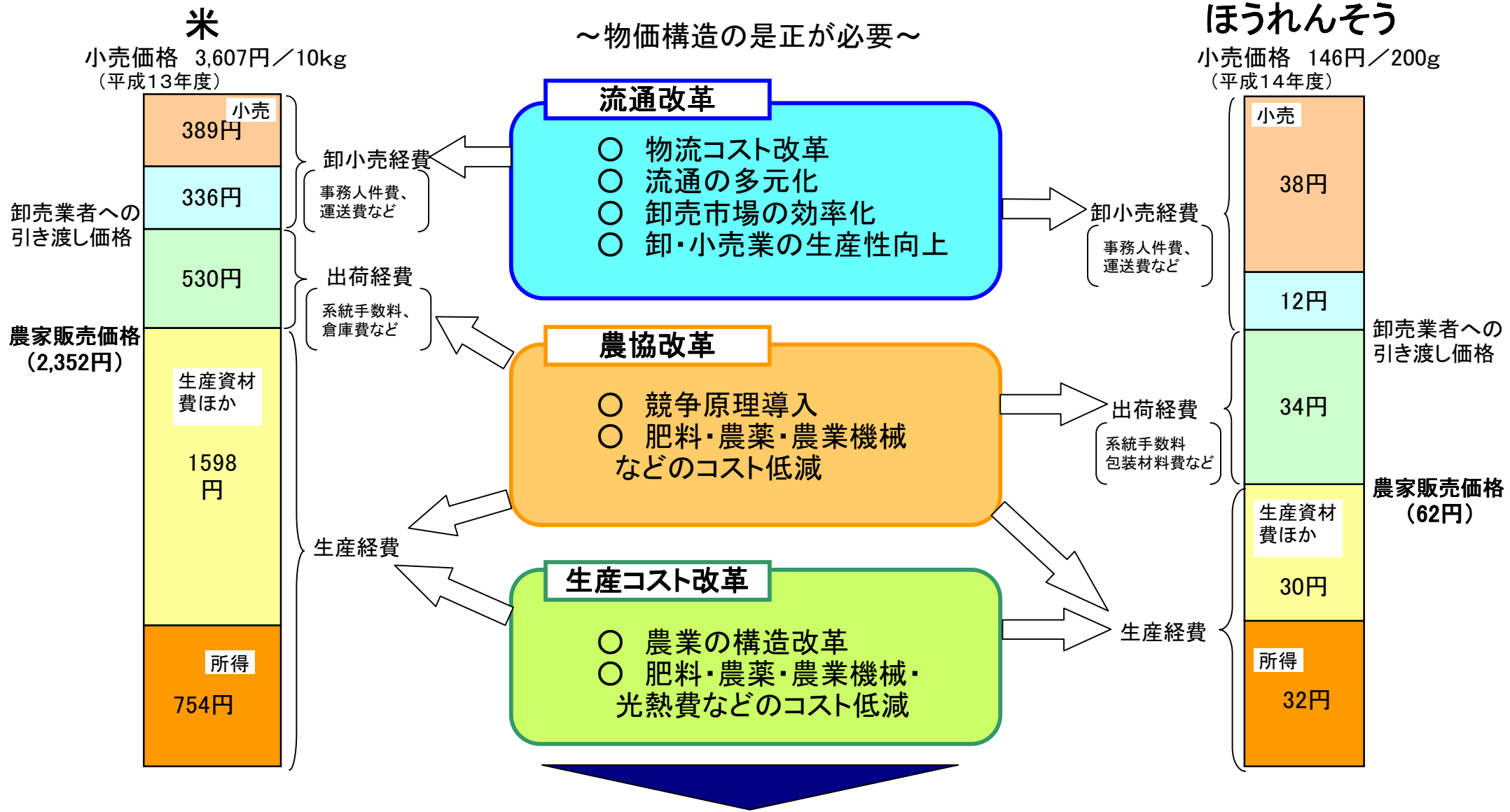
新鮮さが最優先
産地により差別化
一部の競争力ある経営体による競争力ある生産

一定条件が整えば、自由競争が可能な状況

高付加価値化による外国産との差別化の推進
新鮮で、安全・安心な食料の供給

国民の理解 (安全・安心、高品質、生産性向上)

国民が農業改革を実感できる小売価格の実現



公共料金、物流費、資材費など農業外部における改革も必要

食の安全・安心に向けた農林水産省のとらつき

新たな食品安全行政の展開

基本方針

- **国民の健康の保護を最優先**とした新しい食品安全行政に的確に対応
- **消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給、政策づくりへの国民の参画**が重要

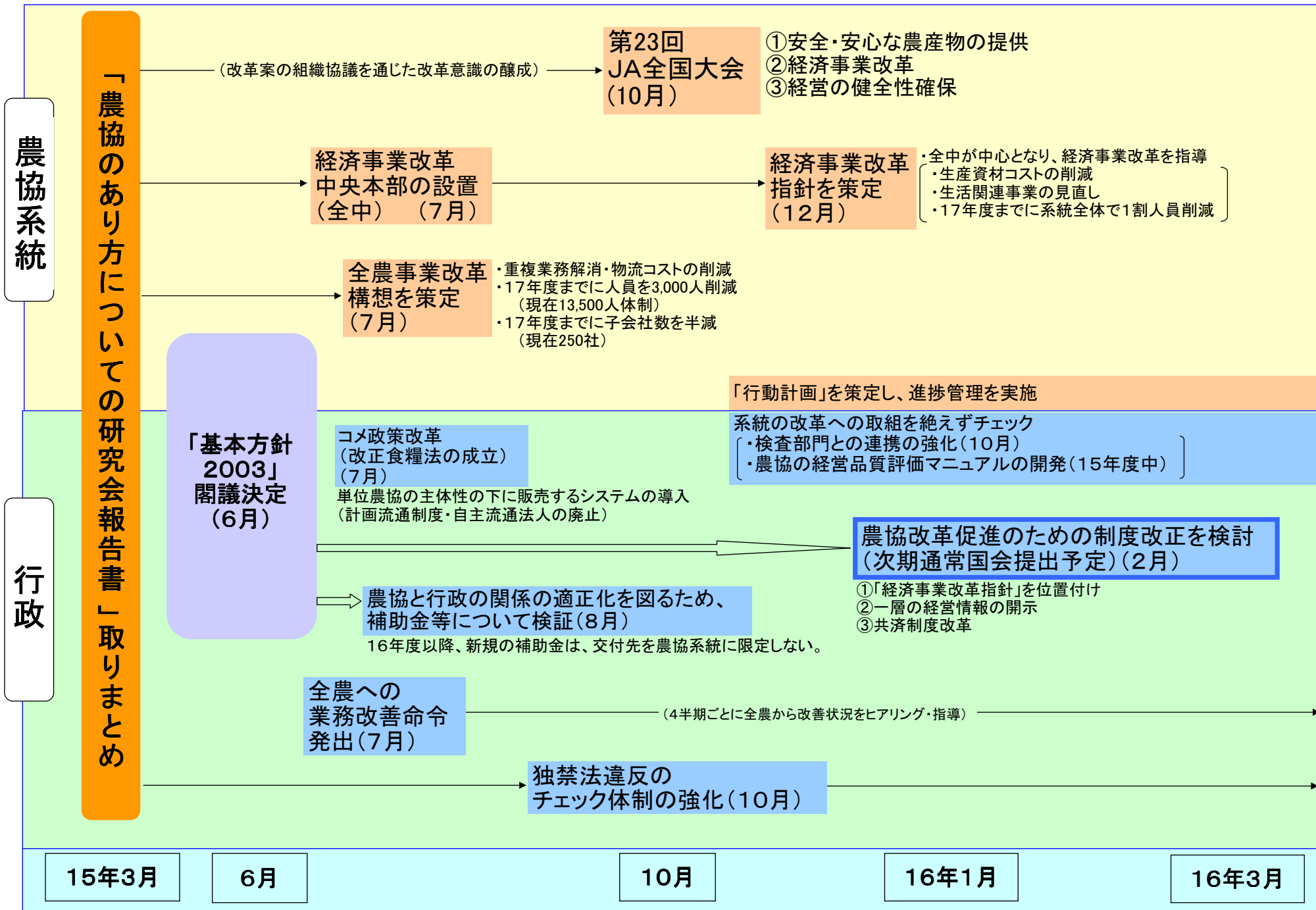
リスク管理体制の強化

- **リスク管理組織の見直し**
 - ・ 産業振興部門から独立し、食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う「**消費・安全局**」を設置
- **リスク管理関係法律の改正**
 - ・ 肥料取締法、農薬取締法、薬事法、家畜伝染予防法、飼料安全法の改正
 - ・ 牛肉トレーサビリティ法の制定
 - ・ HACCP支援法の改正

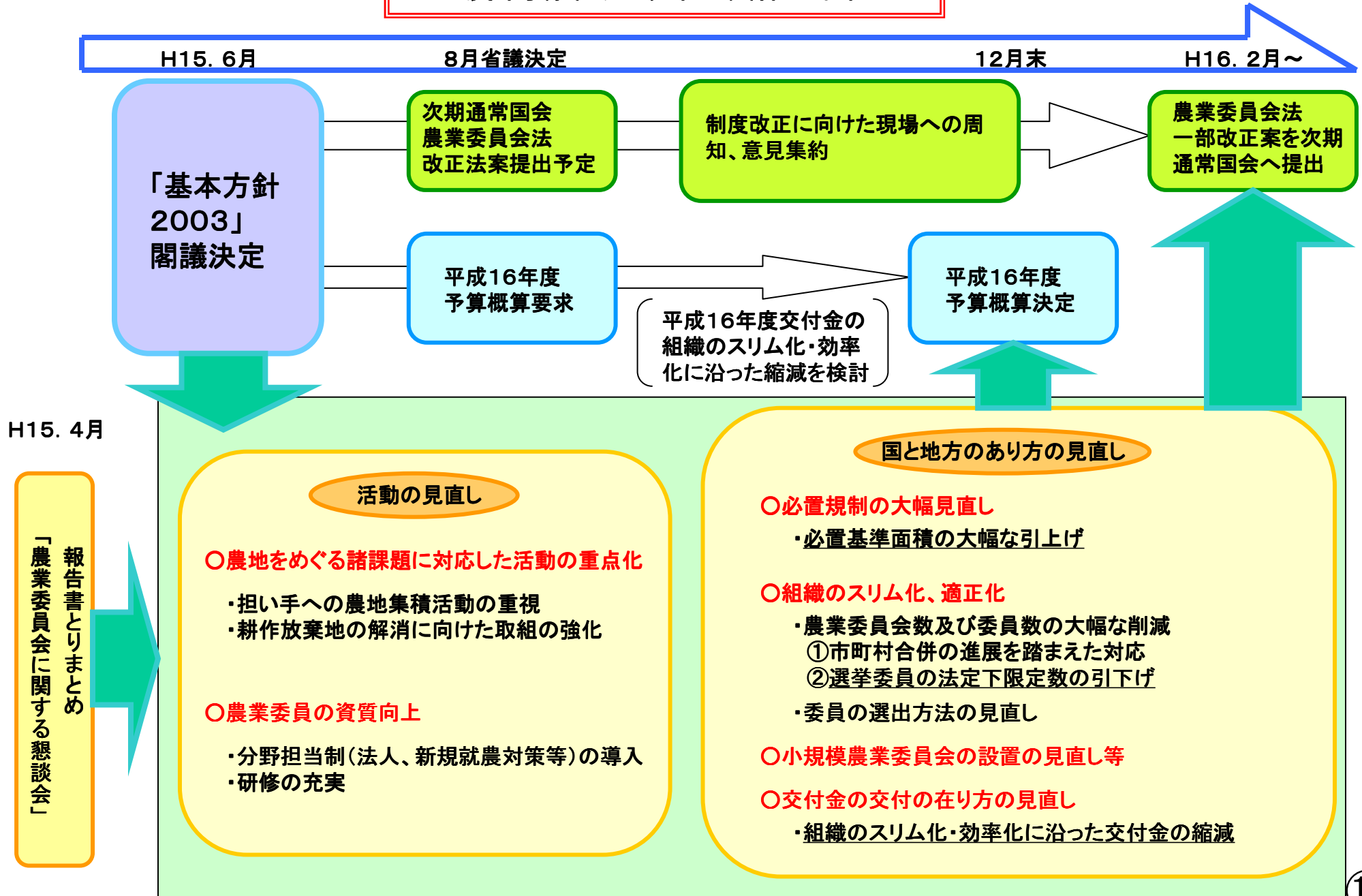
食の安全・安心施策の着実な推進

- **農畜産物・食品の安全性の確保の強化**
 - ・ 農薬、肥飼料等生産資材の**適正使用の推進と取締徹底**
- **人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化**
 - ・ 死亡牛全頭検査の推進(**年度内に全都道府県で実施**)
 - ・ **BSE感染源・感染経路**の究明
- **食品表示に関する監視の徹底**
 - ・ **2,000名体制**による食品表示調査の実施
 - ・ 表示110番、食品表示ウォッチャー(**約3,800名**)の活用
 - ・ 消費者に関心の高い**米の表示の特別調査**の実施
- **トレーサビリティシステムの確立**
 - ・ **牛肉や米、野菜**等について、トレーサビリティシステムの導入を推進
- **リスクコミュニケーションの推進**
 - ・ 大臣と消費者等との懇談会(3回開催)
 - ・ 食品に関するリスクコミュニケーション(**残留農薬、抗生物質**)

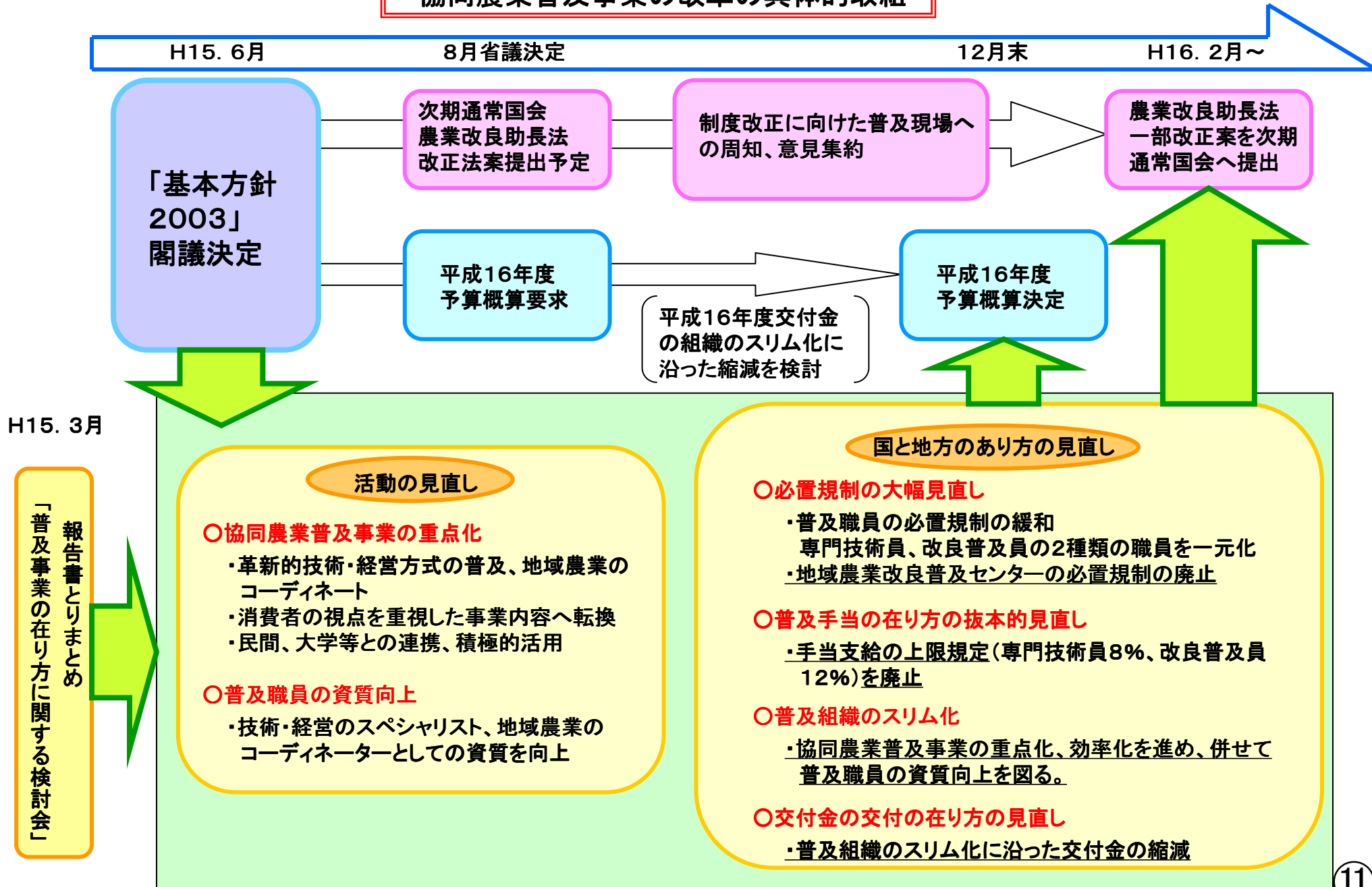
農協改革の具体的取組



農業委員会の改革の具体的取組



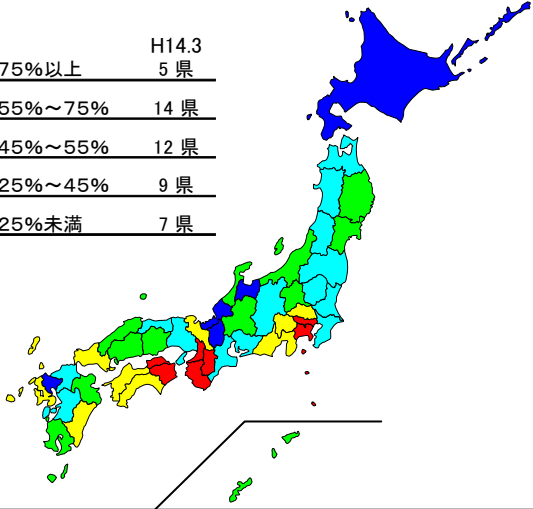
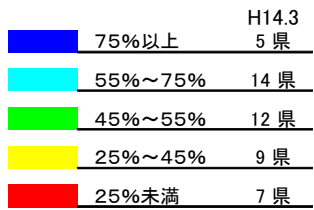
協同農業普及事業の改革の具体的取組



農業の構造改革を加速する生産基盤整備

ほ場整備(全国平均) 60%
(平成14年3月)

農地の整備状況は、地域間の格差が広がっている。有利な立地状況にありながら整備が遅れている地域がある一方で、用排水路の老朽化が進み、緊急に更新整備が必要な地域もある状況。



- 王見宮農組合
- 大味中生産組織
- 大味下生産組織
- 東中野生産組合

福井県坂井町坂井大味地区の事例

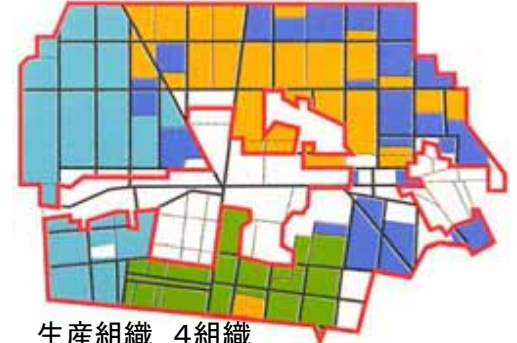
ほ場整備を契機として、4つの生産組織を設立し、地区農地104haの約9割を集積。



農家121戸
1戸当たり0.9ha

労働時間 51時間/10a

生産費 151千円/10a



生産組織 4組織
(1組織当たり23.3ha)
自給的農家 33戸
(1戸当たり0.3ha)
労働時間 22時間/10a
(57%短縮)
生産費 103千円/10a
(32%節減)

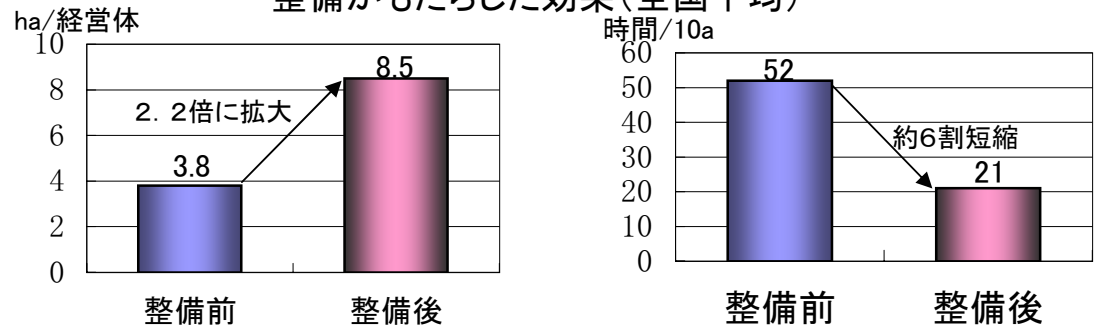
整備前 整備後



ほ場の大区画化を通じて
担い手に農地を集積

担い手による効率的かつ
安定的な営農の実現

整備がもたらした効果(全国平均)



担い手の経営規模 2. 2倍へ拡大

担い手の稲作労働時間 約6割短縮

生産費 約3割節減

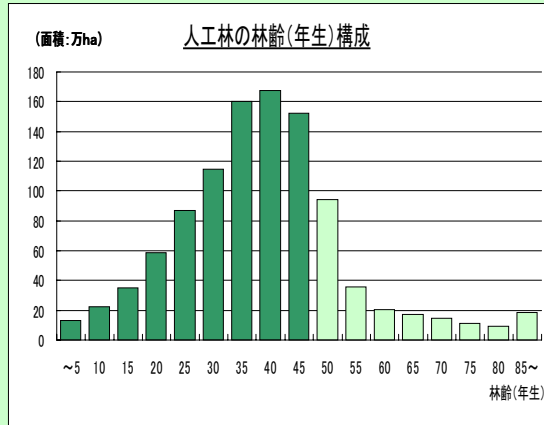
※平成8年度から平成13年度に完了した 担い手ほ場整備事業420地区

水を育み、国土を守り、地球温暖化を防ぐ森林の整備



人工林の多くは間伐等の整備が必要

わが国の人工林の面積を林齢別にみると、間伐などの手入れが必要な森林が8割ほどを占めており、こうした森林の整備について適切な取組が必要。



間伐の遅れた森林

樹木が密生し、林床まで日光が届かないため下層植生が消失。雨水により表土が流失し根が剥き出しの状態となり、災害に脆弱な森林。



間伐が実施された森林

密生した樹木が解消され、林床まで日光が届くようになり、下層植生が発達し、森林土壌も良好に保全。森林の多面的機能を十分に発揮。



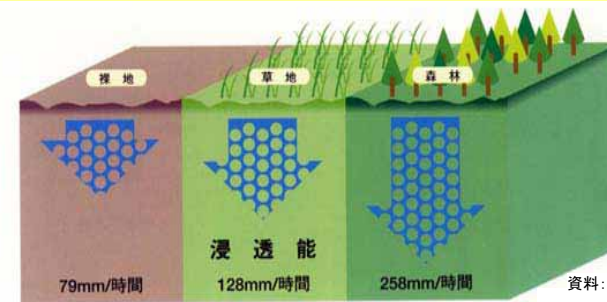
森林整備の効果



森林の造成・整備により、

- 土砂流出の抑制 → 下層植生の発達により流出量は1/10
- 雨水等の浸透機能の向上 → 森林は裸地の3倍
- 地球温暖化対策に即効的かつ持続的な効果を発揮
- 生物多様性の確保
- 良質材の生産
- 地域雇用の拡大 → 5,300人日/億円 (下刈り、除伐等)

※ 評価可能な森林の多面的機能を貨幣価値に換算すると約70兆円/年



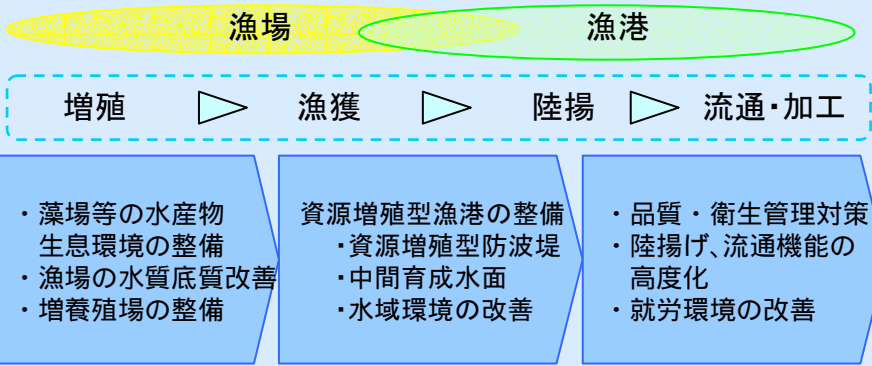
資料: 村井宏・岩崎勇作
「林地の水および土壌保全機能に関する研究」1975
における調査事例による

水産業の構造改革を加速する生産基盤整備

水産動植物の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの構築



漁港と漁場の一体的な計画・整備

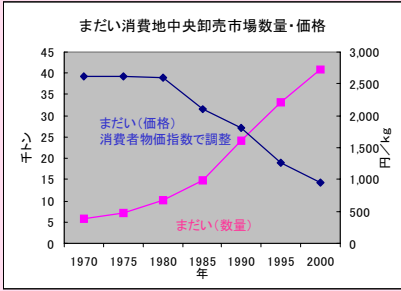
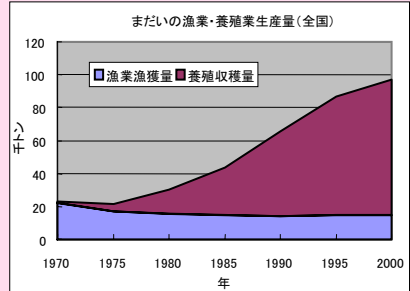


安全・安心な水産物の安定的な供給

「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換

地先漁場と作業基地である漁港が一体的に機能

我が国周辺水域の水産資源状況が悪化する中、次世代以降も消費者ニーズに対応した魚種を安定的かつ安価に提供するため、「つくり育てる漁業」への更なる重点化が必要



水産業の構造改革の推進のために取り組みべき課題

水産物集出荷拠点における流通機能の強化

陸揚げ機能等の強化による水産物流通の円滑化

【気仙沼(宮城県)漁港の事例】



鮮度の高い水産物を広範に流通することが可能【全国へのかつおの生食普及】



農林水産公共事業コスト構造改革の取り組み施策

農林水産公共事業の直轄事業において、調査・計画段階から管理に至る全てのプロセスにおける幅広い施策について検討、実施。

* 補助事業については事業主体が同プログラムを参考として総合的なコスト構造改革に取り組むよう要請。

視点

効率性の向上

取り組み施策

- ・合意形成・協議・手続きの改善
- ・事業の重点化・集中化

設計等の最適化

- ・計画・設計等の見直し
- ・新技術の活用

調達最適化

- ・入札、契約の見直し
- ・積算の見直し

地域特性の重視

- ・オーダーメイド原則の導入
- ・地域の発想の重視

資源循環の促進

- ・地域資源の循環利用の促進

透明性の向上

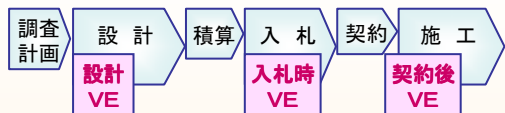
- ・事業プロセスの徹底した公開

調達最適化

設計段階から民間ノウハウを活用し、コストを縮減

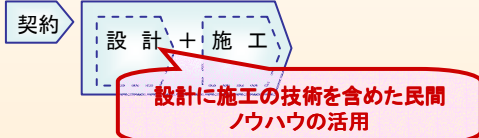
VE方式

設計、工事入札、施工の各段階において、民間の技術提案（新技術、新工法、工期短縮等）を活用



設計施工一括発注方式

設計と施工を一括して発注し、設計段階から民間の技術提案（新技術、新工法、工期短縮等）を活用



総合評価落札方式

民間の技術提案を活かした価格以外の性能等（ランニングコスト低減、工期短縮等）の要素と価格を総合的に評価

入札における競争性の向上

一般競争入札の拡大及び電子入札の導入

競争性の向上によりコストを縮減

〔 農業農村整備事業の直轄工事では、平成16年度より全工事で電子入札を実施 〕

地域特性の重視

（農林水産省の先進的取り組み）

農家や地域住民の参加で身近な施設等を整備する直営施工方式の活用

農家、地域住民の労力提供を引き出すことにより従来の請負工事方式に比べ、コストを縮減



（排水路の設置作業）

地域資源の循環利用の促進

（農林水産省の先進的取り組み）

バイオマス資源、間伐材の循環利用

工事で伐採した木材を堆肥化して農地に還元することにより、これまでの廃棄処理を行う場合と比べ、コストを縮減



農林水産公共事業コスト構造改革プログラム

趣 旨

農林水産公共事業の直轄事業においては、従来のコスト縮減の取組みに加え、新たに効率性の向上、設計等の最適化、調達の最適化、地域特性の重視、透明性の向上、資源循環の促進の視点により調査・計画段階から管理に至る全てのプロセスを見直す「コスト構造改革プログラム」を策定し、総合的なコスト構造改革を推進

対 象

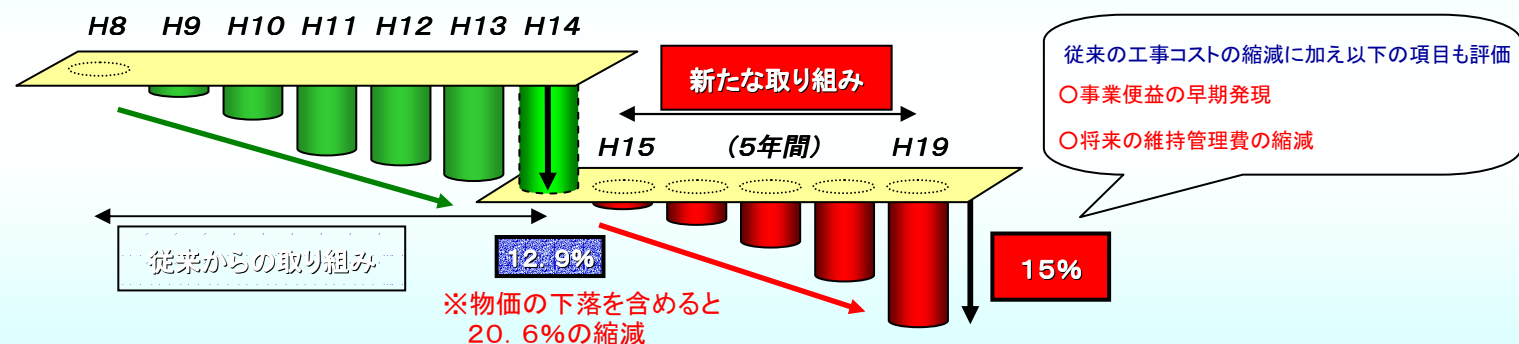
農林水産公共事業の直轄事業を対象とする

* 補助事業については事業主体が同プログラムを参考として総合的なコスト構造改革に取り組むよう要請。

数値目標

○従来の「工事コストの縮減」に加え、「事業便益の早期発現」、「将来の維持管理費の縮減」による総合的なコスト縮減目標15%(平成14年度比)を設定。

○目標期間は平成15年度～19年度(5年間)



フォローアップ

プログラムの実施状況について、毎年、フォローアップを行い、その結果を公表。

農林水産省公共事業の事業評価の概要

従 前

- ◎事前評価
従来から事業の採択前の段階における総合的な事業評価の一環として費用対効果分析を順次実施。
〔土地改良：昭和24年～、沿岸漁場整備開発：昭和51年～、林道・漁港・海岸：平成9年～、治山：平成10年～〕
- ◎再評価
平成10年から原則として全ての農林水産公共事業について実施。
- ◎事後評価
平成12年度から、原則として全ての直轄・公団事業について実施。

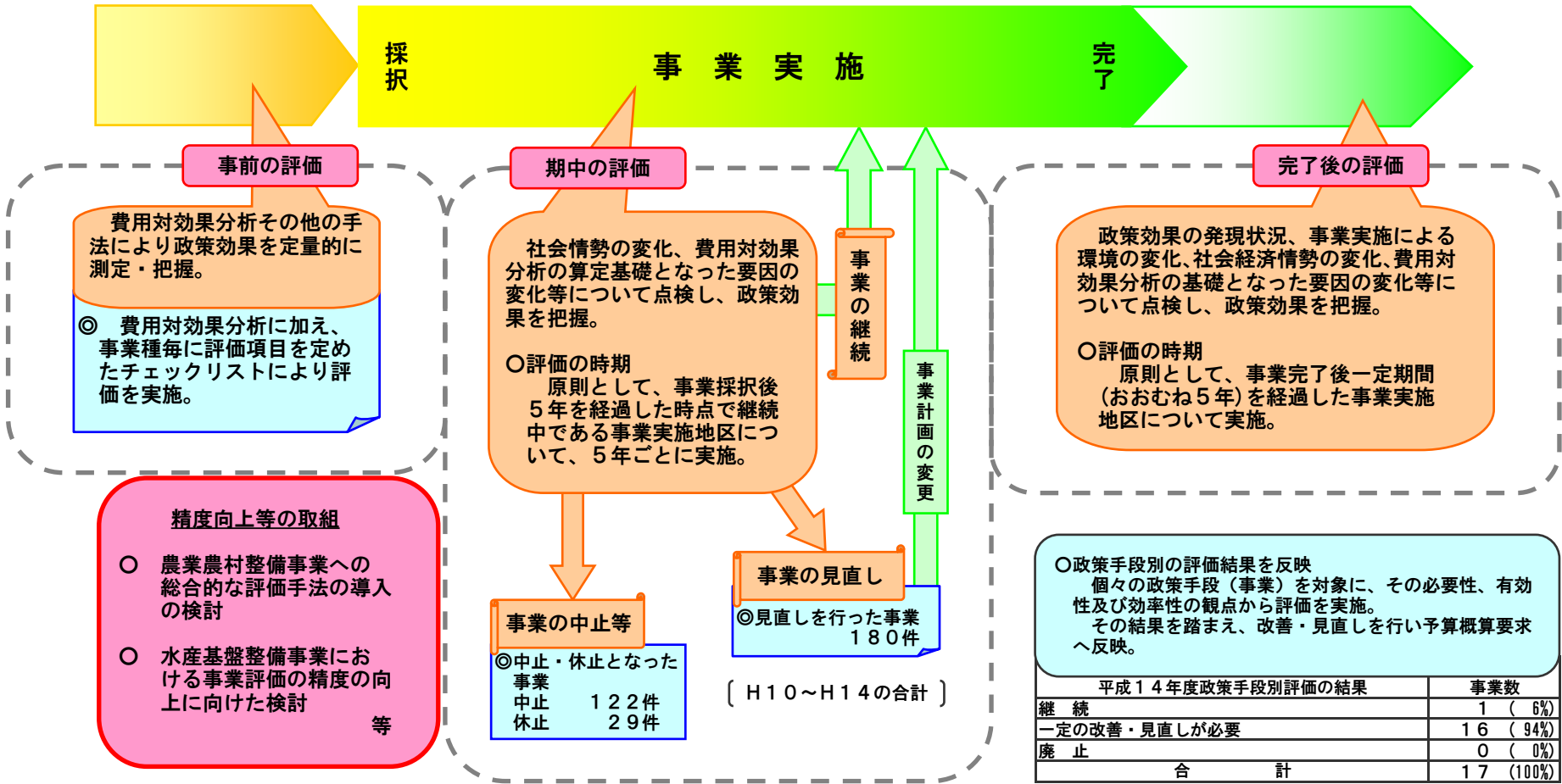
政策評価法の施行
(平成14年4月)

現 行

- ◎事前評価・期中評価・完了後の評価
全ての農林水産公共事業を対象に実施（農林水産省政策評価基本計画）

参考：政策評価法上で義務づけられた対象

- 事前評価
10億円以上の費用を要することが見込まれる個々の公共事業
- 事後評価（期中評価）
政策決定後5年目までに未着手又は10年目までに未了の個々の公共事業



客観性・透明性の確保：評価の手法策定及び実施に当たり、学識経験者等からなる第三者委員会から意見を聴取するとともに、評価結果及び評価に用いたバックデータ等インターネットで公表

16年度農林水産予算の概算要求・10のポイント

主な取組内容

1. 政策評価の反映

政策の実施の結果、国民に対して実際どのような成果がもたらされたかを一定の目標に対する達成度で測る政策評価の結果を平成16年度予算要求に反映。

2. 「モデル事業」への取組

政策目標を国民に分かる形で明確にし、目標達成のために弾力的執行などにより予算を効率的に活用し、目標達成の状況を厳しく評価するという新たな予算編成プロセス(「モデル事業」)を試行的に導入。

3. 「政策群」への取組・府省間の連携強化

施策の実効性を高めるため、関係府省間の連携を強化。

4. 「担い手」への施策の重点化

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目指し、可能な限り認定農業者を中心とする「担い手」への集中化、重点化を図るため、各種補助事業の「担い手」要件等の見直し、改善を実施。

5. その他の補助事業の重点化

「担い手への施策の重点化」の他、その他の補助事業についても、特定の要件の下に補助対象を限定するなど、施策の集中化・重点化を実施。

- 平成12年度から、他省庁に先駆けて政策評価を実施。
- 政策分野の目標に係る期間の設定や達成水準の数値化割合は、他省庁に比べて群を抜く水準。
- 平成15年度からは、平成14年度政策の評価に当たり、5つの大目標、13の中目標、82の政策分野(166の目標値)からなる政策評価体系(政策ツリー)を構築した上で、評価を実施。この結果を踏まえ、全政策分野について抜本的に見直し。

【平成14年度政策評価の結果】

- ・達成ランクA(目標達成度90%~150%).....69指標
- ・達成ランクB(目標達成度50%~90%).....28指標
- ・達成ランクC(目標達成度50%未満).....38指標
- ・その他(現時点では評価困難なもの等).....31指標

- さらに、個々の政策手段(事業)を対象として、政策手段別評価を実施し、一定の改善・見直しが必要とされた76事業のうち、現段階では対応が確定できない4事業を除いた72事業につき、改善・見直しを実施。

- <バイオマス由来のプラスチックの利用促進>
 - ・現状において汎用プラスチックの4倍である価格(500円/kg)を平成18年度には3倍(350円/kg)にするという目標を設け、複数年にわたり計画的に研究開発、導入実証、施設整備等を実施予定。

都市と農山漁村の共生・対流

- ・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を目指し、国土交通省、文部科学省等と連携しつつ、規制改革・制度改革等と予算を組み合わせる「政策群」として実施
- 「食育」の推進**
 - ・文部科学省、厚生労働省等と連携しつつ、全国段階及び地方段階における「食育」を総合的に推進等を行う予定。

事業対象者要件における「担い手」の明確化

- ・16年度新規事業において「担い手」要件を設定(重点作物特別対策など6事業)
- ・既存事業で16年度予算から「担い手」要件を見直し(農業経営体活性化事業など5事業)
- 事業対象地区における「担い手」への事業効果要件の設定・見直し**
- ・16年度新規事業において同要件を設定(水田農業経営構造確立対策事業など3事業)
- ・既存事業で16年度予算から同要件を見直し(経営構造対策事業など7事業)

- 卸売市場施設整備事業について、HACCP的な管理を義務化、PFI導入を促進(17年度からPFI導入を原則義務化)
- 農村振興総合整備事業に係る農村生活環境整備について、農業生産基盤の整備と関連するものに重点化等を実施予定。

主な取組内容

6. 地方分権の推進

「基本方針2003」を踏まえ、地方自治体の自主性・自立性を活かした事務事業が可能となるよう、事業の統合補助金化を進めるとともに、国庫補助負担金を重点化。

- 事業の統合補助金化の推進
 - ・ 美しいむらづくり総合整備事業など16年度予算要求段階で総額232億円の統合補助金を新たに創設・拡充。
- 国庫補助負担事業の重点化・効率化
 - ・ 農委・普及交付金については、組織のスリム化の状況等を踏まえ縮減予定。
 - ・ 農業共済事業事務費負担金のうち農業共済連合会向けの事務費負担金については、従来の都道府県経路による交付を改め、国からの同連合会への直接交付に変更。
 - ・ 農村振興総合整備事業等について採択基準の引上げを実施。
 - ・ 広域農道について産地形成の視点等から新規採択予定路線を830kmから500kmに限定するなど、国庫補助負担事業の対象を重点化。

7. 地域の自主性を尊重した補助体系の創設・統合補助金の推進等

地域にとって使いやすく、また、その特性を活かした農林水産政策の展開が可能となるよう、地域の自主性を尊重した補助体系の創設、統合補助金化等を実施。

- これまでの米の生産調整に係る助成について、全国一律の要件、単価による実績に応じた助成体系を改めるとともに、これに関連した、「とも補償事業」を廃止し、地域自らの発想、戦略による、作物の生産販売、担い手、水田利用の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンに則した地域の自主的な取組を支援するための水田農業構造改革交付金を創設。
- 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業について、地方の実状に応じた各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、地域に根ざした研究課題を公募する仕組みを導入。
等

8. 農協改革の推進（系統へ交付される補助金の見直し）

農協系統と農協系統以外の生産者団体とのイコール・フットイングを確保することとし、各種事業について交付対象、事業主体等の見直しを実施。

- 16年度新規要求補助金については、交付先を農協系統に限定せず。
- 従来、全農に限定していた「とも補償事業」(15年度予算額:704億円)を廃止。
- 水田農業構造改革交付金等については、交付先を都道府県水田農業推進協議会とすることで検討。
等

9. 公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）

公共事業の一部を活用し、農林水産業の緊急かつ必要な課題に対する施策を充実・強化。

- 地域の主体性を活かした産地づくり支援、バイオマス利活用の促進、水産資源回復の推進等の施策の充実・強化を図るため、16年度予算要求段階においても、14年度、15年度に引き続き、ハードからソフトへのシフトを実施。
(14年度～16年度で累計1,000億円を突破。)

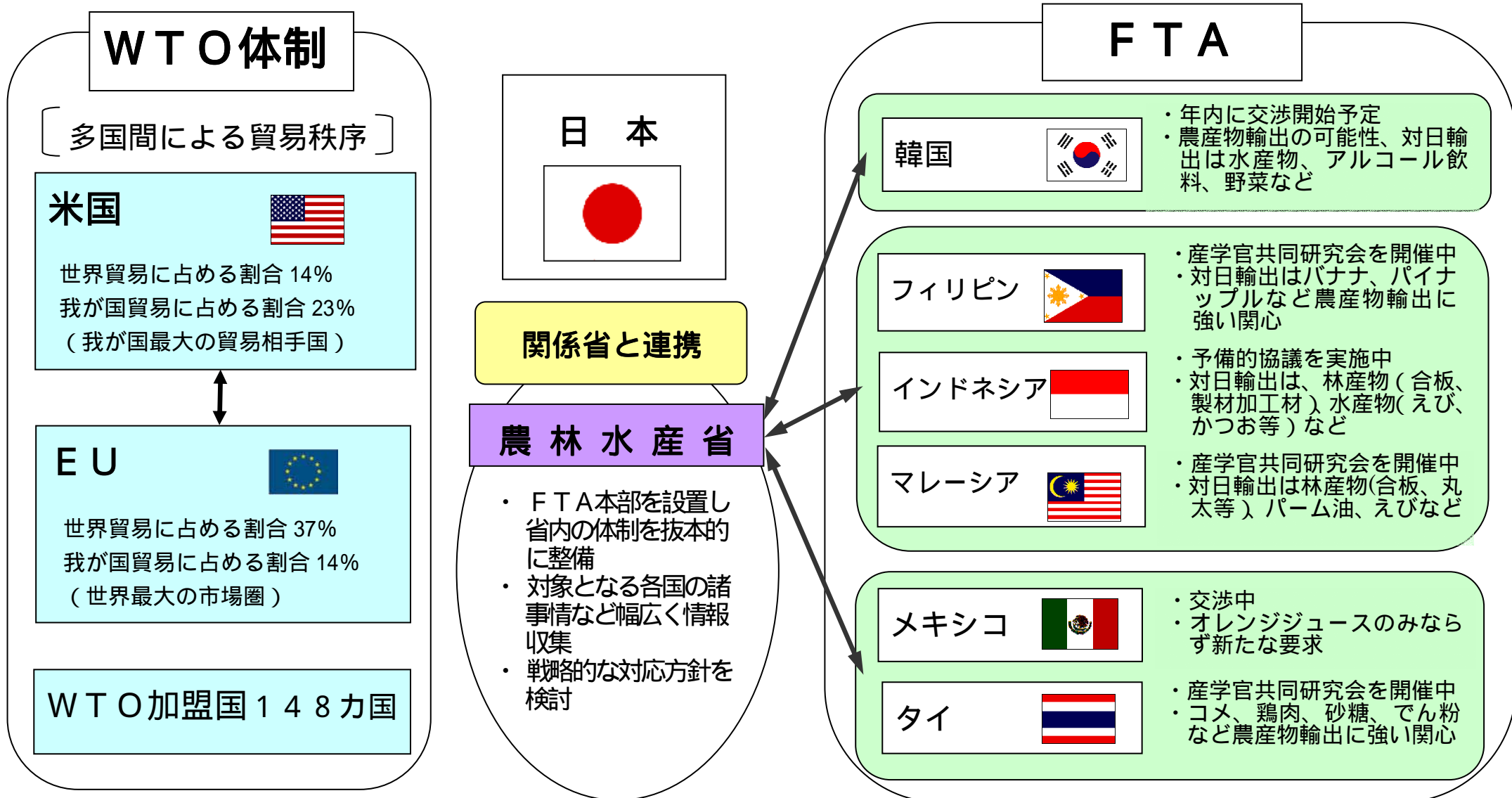
10. 公共事業の効率的実施に向けた取組

政策評価の施策への反映、コスト縮減、公共投資のグリーン化など、公共事業の効率的な実施に向けた取組を推進。

- 政策評価の施策への反映
- コスト縮減
 - ・ 15年度からの5年間で15%のコストを縮減
 - ・ 電子入札の導入、PFIの活用等を推進
- 事業間の連携の強化
- 国の役割の重点化
 - ・ 地方の裁量を拡大等
(統合補助金の拡充、地方の創意工夫を活かした住民参加型事業の拡大等)
- 農林水産関係公共投資のグリーン化
(環境配慮型の事業の展開、木材利用の推進等)

農林水産省における F T A 交渉に向けた取組みの強化

◇WTOに併せFTAについても積極的かつ戦略的に対応◇



F T A をめぐる各国との状況

相手国	事前検討	産学官共同研究会	政府間交渉
韓 国	H13年3月～H14年1月 (ビジネスフォーラム)	H14年7月～H15年10月	H15年内に開始予定
フィリピン	H14年10月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～ (合同調整チーム)	
インドネシア	H15年9月～ (政府間の予備的協議)		
マレーシア	H15年5月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～	
メキシコ	H11年2月～H12年4月 (JETRO・商工省)	H13年9月～H14年7月	H14年11月～
タ イ	H14年9月～H15年5月 (作業部会)	H15年7月～ (タスクフォース)	

協定締結

協定を締結するまでのプロセス

